

相談室

保護施設に入・通所している

要保護者の保護の決定について

問

保護施設に入・通所している要保護者の保護の決定について教えてください。

答

保護施設は、生活保護法第三十八条において救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の五種類とされています。まず最初に救護施設、更生施設又は宿所提供施設に入所する要保護者の保護の決定について説明します。

1 救護施設、更生施設又は宿所提供施設に係る保護の決定について(図1参照)

①入所を必要とする者の収入充当額が最低生活費(宿所提供施設にあつては居宅基準生活費。以下②も同じ)認定額以下の場合(局第8-2-1(4)ア前段) その者を被保護者と決定して、最低生活費認定額と保護施設事務費の合算額と収入充当額との

差額を保護費及び保護施設事務費支出額と決定することになります。

②その者の収入充当額が最低生活費認定額を超過する場合であつて、その超過額が保護施設事務費に満たないとき(局第8-2-1(4)ア後段)

その者を被保護者とみなして、最低生活費認定額と保護施設事務費の合算額と収入充当額との差額を保護施設事務費支出額と決定することになります。

2 授産施設に係る保護の決定について(図2参照)

次に授産施設に通所する必要のある要保護者の保護の決定について説明します。

①その世帯の収入充当額が最低生活費認定額以下の場合(局第8-2-1(4)ウ(ア))

その者を被保護者と決定して、最低生活費認定額と保護施設事務費(家庭授産を利用する場合)は、家庭授産の事務費の額)の合算額と収入充当額との差額を

保護費及び保護施設事務費支出額と決定することになります。

②その世帯の収入充当額が最低生活費認定額を超過する場合であつて、その超過額が保護施設事務費(家庭授産を利用する場合)は、家庭授産の事務費の額)に満たないとき(局第8-2-1(4)ウ(ア))

その者を被保護者と決定し、当該月の保護施設事務費の額をもつて保護施設事務費支出額と決定することになります。

③その世帯の収入充当額が最低生活費認定額に保護施設事務費(家庭授産を利用する場合)であっても施設授産の事務費の額と

する)の二倍に相当する額を加えた額(以下「限度額」という。)以下である場合(局第8-2-1(4)ウ(イ)前段)

当該世帯の自立助長を考慮してその者を被保護者とみなし、当該月の保護施設事務費の額をもつて保護施設事務費支出額と決定することになります。

④現に授産施設を効果的に利用している者であつて、収入充当額が限度額をこえるもの(局第8-2-1(4)ウ(イ)後段)

当分の間、その者を被保護者とみなし、そのこえる額と当該月の保護施設事務費との差額をもつて保護施設事務費支出額として決定して差し支えないこととされています。

3 救護施設の行う通所事業に係る保護の決定について (図3参照)

救護施設が行う通所事業を利用する者に係る保護施設事務費支出額の決定は次のとおりです。

①その世帯の収入充当額が最低生活費認定額以下の場合 (局第8-2-1(4)イ-1(ア))

②その世帯の収入充当額が最低生活費認定額を超過する場合であって、その超過額が保護施設事務費に満たないとき (局第8-2-1(4)イ-1(イ)前段)

その者を被保護者と決定し、最低生活費認定額と保護施設事務費の合算額と収入充当額との差額を保護費及び保護施設事務費支出額と決定することになります。

③その世帯の収入充当額が最低生活費認定額に保護施設事務費の二倍に相当する額を加えた額以下である場合 (局第8-2-1(4)イ-1(イ)後段)

④その世帯の収入充当額が最低生活費認定額を超過する額を加えた額以下である場合 (局第8-2-1(4)イ-1(イ)後段)

4 その他の留意事項

に保護施設事務費の二倍に相当する額を加えた額と収入充当額との差額をもって保護施設事務費支出額として決定して差し支えないこととされています。

今年度から創設された救護施設退所者等自立生活援助事業は、救護施設を退所した者等が地域社会で安定した自立生活を送るための相談等きめ細かな援助を行うために「生活援助相談員」という専任の相談担当職員を施設に配置するもので、その配置にかかる事務費を在庫で補助するものです。事業の対象者は必ずしも被保護者に限られず、被保護者以外の者 (元被保護者であつて、現在は保護を必要としないが本事業による援助を必要とする者等) についても本人の希望により、対象として差し支えないこととされています。詳しくは平成六年八月号本誌本欄を参照してください。なお、施設入所者の最低生活費の算定につきましては平成五年九月号の本誌本欄「救護施設への入・退所に伴う基準生活費の算定について」を参照してください。

【図1】 救護施設、更生施設又は宿所提供施設に係る保護の決定について

取得最低生活費	保護施設事務費	
収入充当額	保護費	被保護者
収入充当額	保護施設事務費	みなし被保護者 (施設事務費の差額のみ支給)
収入充当額		私的利用者 (全額自己負担)

【図2】 授産施設に係る保護の決定について

居住基準生活費 (最低生活費)	保護施設事務費	(施設事務費) × 2	(施設事務費) × 3
収入充当額	保護費		
収入充当額	保護施設事務費		
収入充当額			
収入充当額			みなし被保護者 (施設事務費全額支給)
収入充当額			みなし被保護者 (施設事務費の差額のみ支給)
収入充当額			私的利用者 (全額自己負担)

【図3】 救護施設の通所事業に係る保護の決定について

居住基準生活費 (最低生活費)	施設事務費	(施設事務費) × 2
収入充当額	保護費	被保護者
収入充当額	保護施設事務費	みなし被保護者 (施設事務費全額支給)
収入充当額		みなし被保護者 (施設事務費の差額のみ支給)
収入充当額		私的利用者 (全額自己負担)